

保育所等における新型コロナウイルス感染症対応 緊急事態措置対象区域(※1)に渡航した場合の登所の判断基準(在所児童向け(※2))

(※1) 国及び都道府県独自の緊急事態宣言が発出された区域(経由含む)。
(※2) 保育所職員等は竹富町総務課通知適用。

【対象者】

竹富町立保育所(全7ヶ所)の通所する児童
(対象施設:竹富保育所、黒島保育所、小浜保育所、大富保育所、上原保育所、西表保育所、波照間保育所)
◆判断基準の準用を推奨する施設等… ファミリーサポートセンター

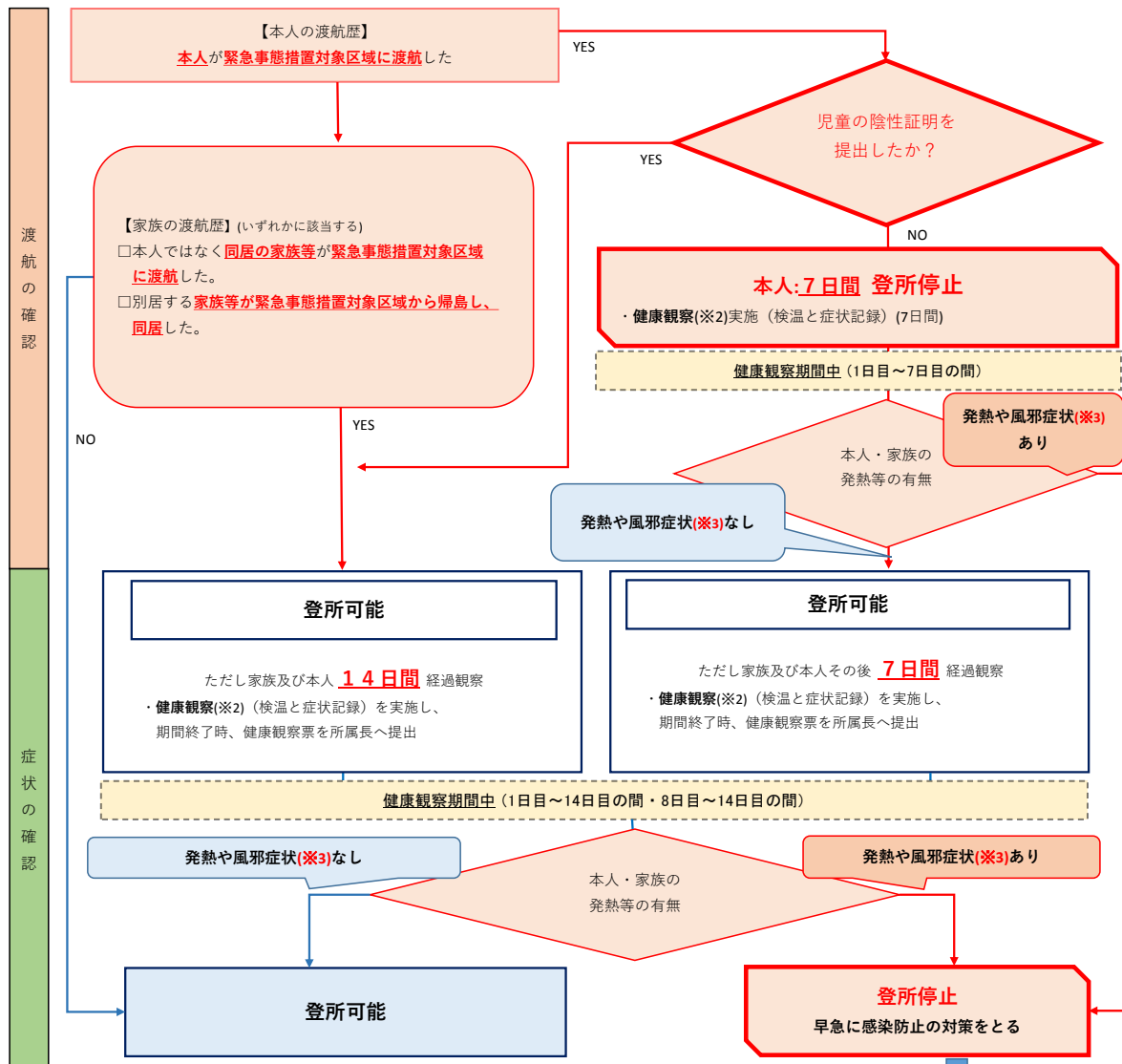
【適用期間】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みを必要とする当面の間
※国及び各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された際の緊急事態措置を実施すべき期間に準じる。

※国及び各都道府県独自の緊急事態宣言対象区域が追加された場合は、その時点で本判断基準の対象とします。解除された場合は、その時点で本判断基準の対象から除外します。

※沖縄県が緊急事態宣言対象区域となっている場合は、八重山以外の県内地域(沖縄本島、宮古島等)を本判断基準の対象とします。

※緊急事態宣言対象区域以外の群外に渡航した場合は、「八重山郡外に渡航した場合の出動・登所の判断基準」を適用します。



※緊急事態措置対象区域に渡航後、発熱や風邪症状がある場合や濃厚接触等の懸念がある場合は、下記相談窓口にご相談ください。その後、竹富町福祉支援課または最寄の保育所に登所についてご相談頂けますようお願いいたします。

<相談先>

- かかりつけの医療機関
- 沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口 (コールセンター)
電話: 098-866-2129 受付時間: 24時間対応
- 竹富町新型コロナウイルス感染症相談窓口
電話: 0980-82-7529
受付時間: 午前8時30分から11時まで(土日祝祭日のぞく)

(※2)健康観察は、本人及び同居家族等を対象とします。
(※3)発熱や風邪症状は、発熱、呼吸器症状(せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり等)、頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常、消化器症状(下痢、嘔吐等)等を指します。

